

《研究ノート》

第二次大戦における連合国財産処理

大平善梧

一 大東亜戦争の二面性

八月十五日の終戦を迎えて、第二次大戦はすべて世人から過ぎ去った悪夢として受けとられてきたが、われわれは過去を忘却して生きることはできず、大東亜戦争は厳然たる事実として再対決を迫るものがある。戦後二十年、もう戦後ではないと言われたけれども、まだ終戦処理もあとを引くものがあり、今さらのごとくに無計画に始められた大戦にたいするわが贖罪の代価は大きく、多くの人々の血と涙とが流されてきたことを思わないわけにはゆかない。今日においては、すべてを将来に結びつけ、過去の体験を飽くまでも生かすことが、つぎの世代の任務でなければならぬと言わねばなるまい。

大東亜戦争という呼称を廃して、太平洋戦争と改めたのは、占領軍の意志によるものである。戦前及び戦時を生き次いでき

たものにとつては、大東亜戦争の呼称もなつかしいものがあるばかりでなく、日本人の主体的立場からなお若干の意義が残されているように思われる。終戦の後には、敗戦の責任としてではなく、侵略戦争を準備し開始し遂行した戦争責任が追求されたが、大東亜戦争を連合国の立場から侵略戦争であった方面のみを強調することは、やはり一面的であり、その外に西欧の東漸にたいする東洋の抵抗という面があったことも無視しえないところである。大東亜戦争については、戦争目的として掲げた東亜新秩序論や大東亜共栄圏論をそのままに承認するものではないが、なおこの考え方は基本的には正しく、アジアにたいする植民地主義に向つての反撃の面が存在していた。日華事変について道義的な自責感を有していた日本人が、逆に勝算のない冒險的な大東亜戦争の開始によって歴史的な使命を自贖しえた面が加えられた。

大東亜戦争は、一面において、大陸に向つてのわが權益の擁護と伸張という利己的目的を有するとともに、他面において、アジアの解放戦として役立った面を蔵していた。国際政治において現状維持を希うものにとつては、大東亜戦争は確かに侵略戦争そのものであるが、現状打破を望むものにとつては、大東亜戦争は解放戦争となるべき契機を含んでいた。大東亜戦争は、破滅的な日華事変の帰結であるが、わが民族の運命をかけた自存自衛の戦争であるとともに、また現状打破を主張する民族戦争の様相をも呈していた。大東亜戦争はこの明暗の二面性を兼有していたと見ることができよう。

わが政治家、とりわけ事を起した軍部は、アジアのナシヨナリズムにたいして充分な理解を持っていなかった。大東亜戦争において、この点は大きな戦争目的上の欠陥であろう。だが、孫文の大亜細亜主義の指向する線に大東亜戦争が踏みだし、当時のアジアの現状の不正さに挑戦した史実は、意図よりも結果として観察されるにしても、秘かな自己満足として眺められよう。

二 大東亜戦争における敵産管理

第一次及び第二次大戦に際して、欧米諸国は等しく敵産管理の処置にでたが、わが国も大東亜戦争において国際先例に倣って敵産管理の措置をとった。大陸においても、南方においても、外国権益は敵産管理の対象となった。

わが国は、昭和十六年七月、米国その他のいわゆる敵性国家がわが方資産の凍結を行うや、これが報復手段として外國爲替管理法（昭和十六年四月十一日法律第八十三號）にもとづいて外國人關係取引取締規則（昭和十六年七月二十八日大藏省令第四十六號）すなわち、いわゆる資産凍結令を制定し、米英その他の敵性国ならびにそれら諸外國人のわが国における財産及びその経済活動にたいして嚴重な取締りを行なつた。昭和十六年十二月八日、米英兩國にたいして挑戦するに及び、敵産に関する取締りをさらに強化するの必要を見て、十二月二十二日法律第九十九號として『敵産管理法』が公布され、即日施行せられた。そして右敵産管理法を外地に施行するために、『敵産管理法ヲ

朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件』（昭和十六年十二月二十二日勅令第千七百七十八號）、『南洋群島ニ於ケル敵産ノ管理ニ關スル件』（昭和十六年十二月二十二日勅令第千八百八十號）、『關東州敵産令』（昭和十六年十二月二十七日勅令千二百五十一號）を公布した。なお、滿洲國においては、交戦国とはならなかったけれども、康德三年十一月三十日の為替管理法を康德八年（昭和十六年）十二月二十七日に改正し、逆産処理を拡大して、ほぼわが国におけると同様の措置を講ずることとした。

大陸及び南方占領地においては、軍令によって敵産管理が行われた。太平洋戦争開始当初におけるわが在華敵産処理の方針は、敵人の私有財産を没収せずとの立場をとり、戦争遂行の必要にもとづきこれを平和裡に把握管理するの処置にいたつた。昭和十六年十二月八日における上海方面陸海軍最高指揮官の布告には、『共同租界安寧秩序及繁榮ノ維持ハ日本軍ノ最モ希望スル所ニシテ日本軍ハ平和且正當ナル業務ニ従事スル共同租界内一般善良無辜ナル民衆ニ對シテハ假令敵國籍ヲ有スル者ト雖モ其ノ安居樂業ヲ念フノ外何等他意ヲ有セズ又其ノ私有財産ニ對シテハ通敵利敵目的ニ利用セラレザル限り之ヲ尊重スルモノナリ』と宣言し、また同日の日本軍北支最高指揮官の布告には、『軍ハ國際法ニ準據シ全北支ニ於ケル敵性武力ヲ一掃シ敵國系權益財産ノ一部ヲ我實權下ニ把握スルト共ニ必要ト認ムル一部人員ヲ抑留スル等所要ノ措置ヲ講ズルコトナレリ。然レドモ善良無辜ナル一般人ニ對シテハ假令敵國人ト雖モ徒ニ虐待或ハ迫害スルモノニ非ズ』と立言した。その後に戦争目的の遂行の

ため、在華敵国人の経済活動を封圧し、その取引を禁止し、さらにその抑留を実施するとともに、敵産管理を実行することになった。昭和十七年三月二十三日上海方面陸海軍各最高指揮官の布告をもって、「在中支敵性企業中大東亞戰爭目的完遂ノ爲メ其ノ經營ヲ敵国人ニ委スヲ不適當ト認ムルモノハ昭和十六年十二月八日以降軍管理トス」と宣言して、ここに全面的な在華敵産企業の軍管理が行われることとなった。

かくのごとく、大東亞戦争において、わが国が、内地、外地のほか、さらに満洲、中国その他南方諸地域にあって、巨額の連合国財産の押収管理を実行したことは、歴史的な事業であった。大東亞戦争の意義をどのように見るとしても、これは確かにわれわれにとって偉大な体験であったといつてよからう。欧米の対アジア経済進出の実体は、敵産管理によってわが手に掌握したときに、その全貌を把握することができた。わが軍管理工場等が主として戦力増強のために経営されたものであったにしても、アジア人自身の手によって運営できるものであることを示したもので、新しいアジア経済建設の端緒はこの時に始まるという見方もなりたちうと思う。アジア後進地域に在る連合国財産は、植民地主義体制の一環であり、これらを一挙にわが方に接収したときに、欧米の対アジア経済進出の実体が白日のもとに暴露されたわけである。上海の倉庫に集積されたジャーデン・マジソン等の敵性外国商社の記録資料を見つけたものが、特異の興奮に包まれたのはむべなるかなである。大戦の帰結として中国その他のアジア諸国の勃興してきたのも、わが国

の執った戦時措置のはからざる影響によるものでなかったかと思われよう。もっとも、わが占領当局は戦局の悪化にともしない、西欧式の企業進出の経験を十分に学びとる暇がなくて、各地ともに現地調弁のきびしい要請を受け、さらに無条件降伏という悲劇的な終末を迎えることになってしまった。

しかし、アジアの解放戦としての性格は、それぞれの占領地に影を落してきたように思われる。中国における管理敵産は結局は中国の手に回収されて行き、南方諸地域の列国権益も同様の運命を辿ることになった。爾来、反植民地主義の気運が上昇し、アジア新興諸国が外国資産の「国有化」nationalization を実行している事例は、わが敵産管理の延長であるとも観られるところが少なくない。

三 わが戦時敵産処理の適法性

そもそも、第二次大戦においてわが国のとった敵産処理の措置は適法であつたらうか。まず敵産管理の法理について見れば、兩次大戦の列国の慣行から推して、私有財産にたいする戦時措置として国際法上許されていると言つてよい。もちろん、十九世紀末に確立した近代戦争法において、私有財産尊重の原則、とりわけ交戦国の領域にある敵国人の私有財産尊重の原則は確立され、平時戦時を問わず、私人の経済的国際交通の安全を保障する必要が主張せられるにいたっている。しかし、同時に最近の総力戦の要請は、敵国人の私有財産を戦争目的のために動員することを余儀なくしており、以上の矛盾する二つの要

求を調和するものとして、第一次大戦から敵産管理の慣行が始まった。すなわち、敵国人の私有財産は尊重され、没収されるものではないが、戦争の必要にもつき適当に戦時中管理されることを認められるにいたった。第十九世紀において確立したと見えた私有財産尊重の原則は第一次大戦の要請により、昔日の慣行へと逆転して、甚しく私権が侵害されることになった。

第一次大戦中に交戦国は自国内にあった敵国私有財産を正面上没収するまでにはいたらなかったが、いわゆる戦時非常措置として、これに多大の損害を事実上加えた。すなわち、敵人の財産又は営業について、監督ないし強制管理 governmental control, sequestration, compulsory administration を行い、又場合によってその売却や清算 liquidation をなし、戦争終了の頃には実際の価値に不釣り合いな僅かの金銭と変形したものが少なくなかった。近代戦争が長期化し、いよいよ経済戦争たる性格を現わした前大戦において、各交戦国が私有財産尊重の原則を修正し、敵国人の財産圧迫の非常措置にでたことも、けだし必然の事象であったと思われる。第二次大戦においては前大戦における各国の慣行が踏襲され、結局において、敵産管理の慣習は一般国際法上本格的に根づいてきたことを承認しなければならぬところである。

敵産は戦時措置として管理すなわち『占有の移転』はできるが、原則として処分すなわち『所有の移転』は行いえないものと考えられる。一般に敵の私有財産を売却処分にするのは例外的措置であり、管理上やむを得ない場合において敵産の処分

を行うならば、国際法上もまたこれを容認せねばならぬところである。管理は、もちろん元本の保存を目的とし、みだりに目的物の処分行為を行うべきでないことは当然の理である。管理敵産の帰属の最終決定は、戦争が終了し、講和条約によって定まるものであり、それまでの管理敵産は善良な管理者の注意をもって保管すべきものと考えねばならない。敵性払拭・戦力増強・士気昂揚の名のもとに、原則として敵産を売却処分にし、運営管理に切り換えた昭和十七年の大本営政府連絡会議の決定は、いささか国際法上問題を含むものである。

しかるに、一九四三年一月五日の共同宣言以来、連合国は旧枢軸国側の行った戦時措置を一切承認しない方針にいて、世界各国にその旨を宣言してきたため、終戦後には反ってこの売却処分の適否がとりたてて問題にならずにすんだ。またサンフランシスコ平和条約上直接に返還補償の義務が課せられたのは、在日連合国人財産に限られたことも、不幸中の幸いであったと言つてよからう(五条)。

四 連合国財産の返還補償

ポツダム宣言の受諾は、日本歴史の運命的な転換であり、第二次大戦における敵産処理も連合国財産の返還補償という新しい経路を辿らしめられることになった。

日本占領の特色が、無条件降伏の原則を適用し、早速に戦争責任を追求し始めるとともに、講和条約の締結を待たずに、自己の手で希望する条項を実現しようとした。連合国占領当局の

最初の関心に、捕虜の解放があったが、これに次いで自国権益の保護について留意するところがあったのは言うまでもない。

一九四五年十一月一日の『日本占領管理のための降伏後における初期の基本的指令』の第四部に賠償とならべて、連合国財産の返還が言及されていた。また一九四七年六月十九日の極東委員会可決の『降伏後の対日基本政策』のなかに、「奪い取られたか、強迫によって引き渡されたか又は無価値の通貨で支払われた一切の識別しうる財産の完全かつ速やかなる返還が要求される」と立言した。

連合国財産の保全返還を義務づけられたのは、前述のごとく、日本の領土に在る財産に限られた。本土内の敵産管理は比較的組織的に行われ、管理財産にかんする書類も整備しておいた。敵産管理に付せられた在日財産は当時の価格で四億五千六百七十五万円で、その保全返還がわが方の任務となった。石油資本、自動車工業資本、本邦法人株式がその主たる資産項目である。

連合国財産の保全返還は占領軍の指令にもとづき、わが国内法を整備して行われた。ポツダム宣言の受諾は無条件降伏の法理を背景に置いたものであり、正式の講和の以前に、占領中になしきらずに事実上の講和を押し進めて行く方式をとったもので、従来の国際慣行からすれば異例ではあったけれども、連合国側で自己の権利を自動的に回復して行ったわけである。降伏文書に従ってわが政府は、連合国の財産権の保全と返還に指令に基づいて協力したものだとの法的に解せねばならないところ

である。

平和条約第十五条で連合国財産の返還補償が明定されたが、実際にはこの手続は条約の成立以前から実行されてきたところである。わが国としては、平和条約に定められた返還補償義務を忠実に履行することが、国際社会に復帰し、対外信用を確保する不可欠の前提であったことは疑いをいれない。彼我の見解がどうしても調整しえなかった補償案件は、財産委員会の最終的決定に付託されたが、委員会の決定、またその決定した金額は、わが方としても一応満足すべきものであったと思われる。日本としては、委員会の審決した金額をも含めて総額百八十一億三千万円の補償金を支払った。

連合国財産の保全事務は、峠は昭和二十四年であって、その後は財産の返還が順々に実施されてゆくにもなつて縮小されていった。イギリス系の在神戸オール・セイインツ・チャーチ社団所有土地の返還が完了して、昭和三十六年六月をもってわが管理事務は打ち切りになった形である。連合国財産の保全修理に要した金は総計十四億九千八百万円であった。

本年二月二十八日の官報は、日本銀行が特殊財産管理勘定の連合国財産管理人を二月二十二日付けをもって解任されたことを告げているが、これは戦後二十年の時日と二百十九億円の経費を要した連合国財産の処理が最終的に完了したことを意味するもので、短い告示ながら意味深い終止符である。

ヘッセル・ティルトマンの『日本報道三十年』の中で、日本の占領関係者が必ずしもみな粗暴にふるまつたとは限らず、さ

らに上海の接收家屋家具もよく管理が行きとどいていたと事例を引いて報告している(訳書三六九頁)。くすぐったい感じにもなるが、好意的な記事である。とにかくに、在日連合国財産の管理返還に関する国際義務が立派に履行されたわが記録は、特筆すべきものを持っている。

五 損害補償についてのエピソード

連合国財産の返還補償は、敗戦より生じた最初の体験で、虚脱状態から立ちあがった関係当局が占領軍の命令でやりだした仕事であり、敵産管理に当たってきた信託会社や敵産を購入した企業経営者の周章狼狽ぶりは表現を絶するものがあり、各方面とも微苦笑に満ちた話題に満ちていた。そんな中から面白いエピソードを拾い少しく追加して置きたい。

東京渋谷松濤にカナダ籍の機械商アンドリュース Richard Magill Andrews 氏の宏大住麗な住宅があり、占領当初にマーカット少将の官舎に模様変えされて提供されたこともあり、その一件の補償として二千百七十七万円支払われたが、その中にスタンブ・コレクションのアルバム十冊の代償が含まれていた。アンドリュース夫人は、スタンブ収集狂で、世界各国の珍品を求め、米国の古いものでは、グラント將軍、ハリソン大統領、タフト大統領から寄贈された三組が特に光っていたと言う。切手補償額として、一千三百十四万円を請求し、その評価は難航したが、九百八十五万円と査定して妥協した珍しい事例がある。スタンブ収集流行の折から聞きのがすことのできない話題

となろう。

補償には、戦時中の連合国の戦闘行為に基因する損害が含まれたが(連合国財産補償)、これは不可抗力についても責任を追求した(法第四案の一項)、これはなかなか過酷であったと見られる。ところで、筋としてはなかなか過酷であったと見られる。ところが、自国軍の空爆による損害までの補償は請求できぬとなしたアメリカ系宗教団体があったことは美談と称してよからう。在日本リホームド宣教師社団(代表アンケニー)、在日本カナダ合同教会宣教師社団(代表ストーン)、在日本プレスビテリアン宣教師社団(代表オルトマン)、在日本コングリゲーションナル宣教師社団(代表ハケット)は、昭和二十八年十月に、神の摂理に従うべきものとし、保存工事による超過利得の反対請求をされないと条件のもとに、戦災補償の請求権の放棄を申し出ている。やはり、胸うたれる事例である。

六 連合国財産変遷史の刊行

このほど、大蔵省の出版物として、『第二次大戦における連合国財産処理』と題する三冊(戦時・戦後・資料)千六百頁に達する著述が公刊された。大蔵省は戦時中の敵産管理から戦後の連合国財産の処理までを担当した主務官庁である。執筆に当たったものは、私の監修のもとに、皆川汎(上智大学教授・一橋大講師)、経塚作太郎(中大教授)、宮崎繁樹(明大教授)、横川新(一橋大修士)の諸学者である。

私は、古くから中国不平等条約論の研究に従事し、在華外国人の権益の調査を手がけていたために、昭和三十六年末に当時

の大蔵省管財局（現在の国有財産局）より、同局保存の資料を基にする『連合国財産変遷史』の編集の内交渉を受けた。この仕事は、わが国の涉外問題として重要であり、実際的にも学問的にも興味ある編集事業であると考えられたけれども、多忙のため果して引受けできるかどうかを決めかねているうち、昭和三十七年七月に気にかかりつつ外遊に発つこととなった。同年十一月の帰国とともに、大蔵省から正式の要請があり、かつ、同行学者の心からの協力が得られ、この仕事を開始した。とにかくに三年有余の労苦が実を結んで今回の著作となった。執筆の分担は左のごとくである。

序説

大平善梧

外国為替管理・資産凍結

横川 新

敵産管理

経塚作太郎

連合国財産の保全

大平善梧

連合国財産の返還

宮崎繁樹

連合国財産の補償

皆川 洗

統計

大蔵省 稲葉久行

第一次大戦の敵産処理については、米国のゲーシングの『国際法とアメリカの敵産処理』James A. Gathings, *International Law and American Treatment of Alien Enemy Property*,

1953) があり、これは大蔵省の執務用として翻訳されて、わが連合国財産の処理指針として役立つ。第二次大戦の敵産処理については、マーチン・ドムケ『外人財産の管理』Martin Donke, *The Control of Alien Property, 1947* の著書があるが、資料の編集にとどまって、体系的な研究にはなっていない。この意味において、わが国の連合国財産処理は、史実として特異なものであったばかりでなく、最後にその記録の公刊ができて、さらにそれに国際法的な意義付けが与えられた点で、世界的視野から見ても刮目すべきものだと考えられる。

三月二十一日の『日本経済新聞』は、本書を批評して、「外入法と事実との関連において学問上からの価値も高く、歴史的事実を記した資料としても意義は大きい。たとえば本書に収められた統計は在日外国資本の実態を掌握するためには不可欠の資料であると編者も述べている」と記している。わが意を得た評言で有難いことだと思いが、実に本書の価値は、調査研究を分担した諸執筆者の労苦の所産であるとともに、わが国民が体験した歴史的な事実の重みにかかっているものと見られよう（政府刊行物サーピス・センター販売、三巻計二、八〇〇円）。

(一橋大学教授)